事業報告

産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式の検討

調査部

JWセンターは平成26年度、産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式の現状分析を行い、さらに環境省から産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式に係る調査業務を受託しました。本号では、これらの調査結果を報告します。

Ⅰ. はじめに

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）を交付し、委託した産業廃棄物が適正に処理されていることを把握しなければならない。そして、紙のマニフェストを交付した場合においては、排出事業者が、その交付等の状況を、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（以下「報告書」という）により、毎年度、所轄の都道府県・政令市（以下「自治体」という）に報告しなければならない。報告書様式は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第三号（以下「様式三号」という）（図1）に定められているが、自治体によっては様式三号に番号コードや独自の報告事項を設定する等の変更をしている場合がある。そのため、複数の自治体に事業所を設置している事業者は、報告のたびに、各自治体の記載方法を使い分けて書類を作成しなければならない。

環境省は、この点について、総務省から、事業者の報告書作成に要する負担を踏まえるとともに、自治体の業務遂行上の創意工夫を生かすために、産業廃棄物の種類に関する番号コードの統一を含め、報告書様式の改善を図るよう勧告を受けている。

様式第三号　（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成26年度）

平成 27 年 6月 15日

都道府県知事（市長）　殿

報告者
住所 東京都‥‥‥1番地
氏名 ◇◆産業株式会社 代表取締役 産廃 太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号 03－0000－1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 6 項の規定に基づき、　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	◇◆産業株式会社 東京工場						業種		
事業場の所在地	東京都‥‥‥10番地　電話番号 03－0000－2222								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	2 (t)	5	00000000000	■□運送㈱	東京都‥‥‥5番地1	00040000000	○●興業㈱	東京都‥‥‥3番地
2									
3									
4									

備考
1　この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列4番）

図1　産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則様式第三号）

Ⅱ. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式の現状分析

JWセンターは、自治体の半数以上が、様式三号に必要な項目を追加していることを明らかにしていた[1]が、さらに、113自治体のホームページに掲載されている報告書様式を調べるとともに、一部自治体へのヒアリング調査行い、様式三号の変更の現状を表1のように明らかにし、次のことを報告[2]した。

① 報告書様式を変更していない自治体は約30%、何らかの様式変更をしている自治体が約70%であった。

② 様式変更内容は、次の(a)報告者情報の追加、(b)項目のコード化、(c)項目の追加、(d)記入事項の変更、(e)その他に分類できた。

③ (a)追加報告者情報は、担当者・記入者、事業者住所欄への郵便番号、メールアドレス・ＦＡＸ番号であり、これらを追記している自治体は、約40%であった。

④ (b)項目のコード化を行っている自治体は約50%であり、業種、産業廃棄物の種類、排出場所、運搬先の住所、処分場所の住所、いずれかをコード番号で記入するよう求めていた。記載にあたっては、コード番号の記入欄を新たに設けてコード番号と該当する名称を併記させる場合もあった。

⑤ (c)項目の追加を行っている自治体は約40%であり、処分方法、総排出量、排出量単位の記入等を追加していた。

⑥ (d)記入事項の変更として、許可番号記入欄等への有償売却の記入を求めている自治体が約20%であった。

⑦ (e)その他の変更内容として、アンケートの追加、交付したマニフェストが一次マニフェストか二次マニフェストかの区分の確認欄の追加、報告書頁数の記載等が確認された。

表1　都道府県・政令市での報告書様式変更状況

1. 様式を変更していない都道府県・政令市：35 (31%)
2. 様式を変更している都道府県・政令市と変更内容：78 (69%)

変更内容	変更の詳細		該当都道府県
(a) 報告者情報の追加(43%)	電話番号の省略		1 (1%)
	郵便番号の追記		33 (29%)
	メールアドレス記入欄の追記		3 (3%)
	ＦＡＸ番号の追記		4 (4%)
	担当者・記入者情報の追記		32 (28%)
	特別管理産業廃棄物管理責任者の追記		1 (1%)
(b) 項目のコード化(50%)	業種コードの追記		54 (48%)
	内、記入欄の追加		24 (21%)
	産業廃棄物の種類コードの追記		32 (28%)
	内、記入欄の追加		20 (18%)
	排出場所コードの追記		2 (2%)
	内、記入欄の追加		2 (7%)
	運搬先・処分先住所コードの追記	郵便番号のコードを記入	8 (7%)
		内、記入欄の追加	3 (3%)
		郵便番号以外のコードを記入	21 (19%)
		内、記入欄の追加	20 (18%)
	特別管理産業廃棄物のチェック欄		2 (2%)
	石綿含有チェック欄の追加		5 (4%)
	積み替え再委託等の確認欄の追加		4 (4%)
(c) 項目の追加(42%)	処分方法の記入		22 (19%)
	総排出量の記入		1 (1%)
	排出量単位の記入		2 (2%)
(d) 記入事項の変更(24%)	許可番号記入欄等への有償売却の記入		27 (24%)
(e) その他(61%)	アンケートの追加		2 (2%)
	1次マニ、2次マニの区別		9 (8%)
	報告書頁数記載		8 (7%)
	継続様式の提示		69 (61%)

注）括弧内の数値は全都道府県政令市のうち、該当都道府県政令市の割合を示している。

事業報告 産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式の検討

Ⅲ. 新様式の作成に係る調査

環境省は、総務省から受けている勧告に対応するために、報告書を作成する事業者の負担を軽減し、かつ、各自治体の業務遂行上の創意工夫を生かすような新様式を作成することを目的とする調査業務を平成26年度に発注したが、JWセンターがこれを請け負って実施した。

3. 1　調査方法

調査の方法を図2に示す。

本調査では、第一段階として、JWセンターが実施した表1の現状分析結果をもとに、複数の自治体に対して、報告書の変更理由及び様式統一に伴う課題等のヒアリング調査を実施し、表1の現状分析とヒアリング調査結果から、様式三号を変更する「新様式案」を作成した。

そして、第二段階として、作成した新様式案の実行可能性と課題等を明確化するため、113自治体の産業廃棄物行政担当者に対して、新様式の対応可能性等に関するアンケート調査を行い、得られた回答結果から、様式三号を変更する「最終様式案」を検討及び作成した。

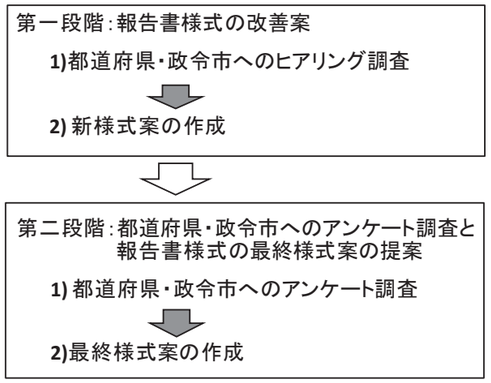


図2　調査の方法

3. 2　都道府県・政令市へのヒアリング調査

報告書様式の改善案を作成する基礎資料を得るために、表1をもとに複数の自治体に対して、報告書様式の変更の有無、変更がある場合にはその理由と活用状況、様式の統一にあたっての意見等について、面談または電話によるヒアリング調査を実施した。

3. 3　新様式案の作成

新様式案は、ヒアリング調査から明らかになった表2の各自治体の報告書様式変更の理由から、変更内容と自治体の意見を極力盛り込むこととして、様式三号に表2の追加または変更箇所の1）～6）を追加することとした。また、7）は、要検討項目とした。

3. 4　都道府県・政令市へのアンケート調査

新様式案の実行可能性と課題等を明確化するために、予め数自治体の担当者と意見交換を行った上で作成した報告書の集計の現状、新様式案への対応可能性に関するアンケート票を、47都道府県、66政令市の産業廃棄物行政担当者に電子メールで送信し、113全ての自治体から回答を得た。

新様式の対応可能性に関する回答の集計結果を、①～⑤に示す。

①　報告書提出担当者の連絡先情報の追加

担当者所属部署、氏名、電話番号を追加することに対して、9割を超える自治体が「既に対応している」及び「対応は可能である」と回答しており（図3）、この追加への対応は可能であると考えられる。

②　コード番号の追加

排出事業者の業種、産業廃棄物の種類、運搬先・処分場所の住所のコードを追加することに対して、9割を超える自治体が、「既に対応している」及び「対応は可能である」と回答しており（図4）、この追加への対応は可能と考えられる。

表2　報告書様式変更の理由

追加または変更箇所	理由
1）報告書提出担当者の連絡先情報の追加（担当者所属部署、氏名、電話番号）	自治体が、報告書に関する問い合わせを事業者に対して行う場合、現様式では、提出担当者に直接連絡をとることが難しい。このため、報告書提出担当者の連絡先情報を追加することが必要である。
2）排出事業者の業種のコード番号の追加	報告項目にコードを追加することで、集計の効率化を図ることができる。
3）産業廃棄物の種類のコード番号の追加	
4）運搬先（処分場所）住所のコード番号の追加	
5）処分方法及びそのコード番号の追加	処分方法を追加することで、許可内容と一致しているのかを確認及び多量排出事業者に再生利用・減量化を指導する際の資料とすることができる。
6）一次及び二次マニフェストの区分の追加	産業廃棄物排出量の推計の参考資料とすることができる。
7）運搬先住所欄の位置等の変更	運搬先の住所欄に、「産業廃棄物の運搬先の住所」ではなく「産業廃棄物の運搬業者の住所」を誤って記入されることがあるため、対策が必要である。

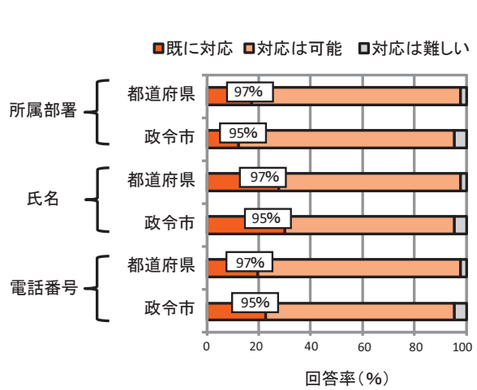


図3　担当者連絡先情報の追加の対応可能性

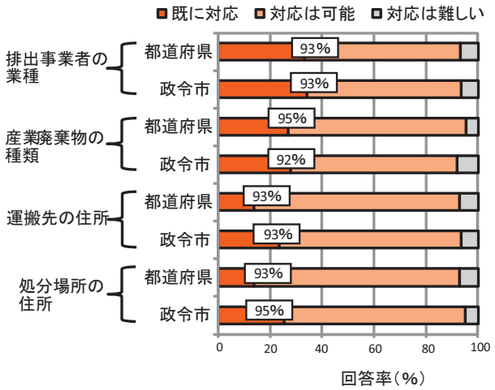


図4　コード番号の追加の対応可能性

事業報告 産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式の検討

③　処分方法の追加

処分方法を追加することに対して、９割を超える自治体が、「既に対応している」及び「対応は可能である」と回答しており（図5）、この追加への対応は可能と考えられる。

④　一次及び二次マニフェストの区分の追加

一次及び二次マニフェストの区分を追加することに対して、6割を超える自治体が、「既に区分して提出を求めている」及び「区分して提出を求めることは可能である」と回答している（図6）。

⑤　運搬先住所欄の位置

6割を超える自治体が、「排出事業者が運搬先住所に誤った記入をしていることがある」と回答していたが（図7）、誤った記入を減らすために運搬先住所を記載する箇所を変更する必要性の回答は少なかった（図8）。様式変更へのニーズは高いとはいえなかった。

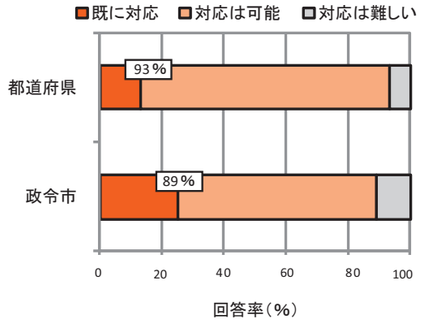


図5　処分方法の追加の対応可能性

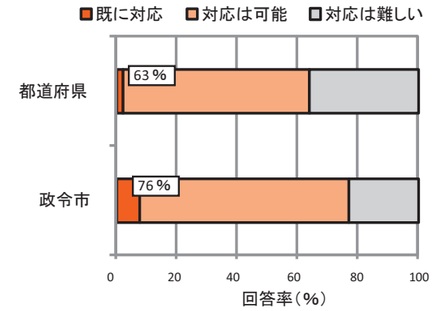


図6　一次及び二次マニフェストの区分の追加の対応可能性

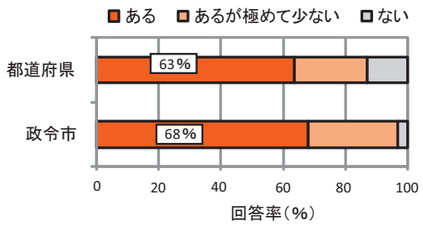


図7　運搬先住所欄の誤記入の有無

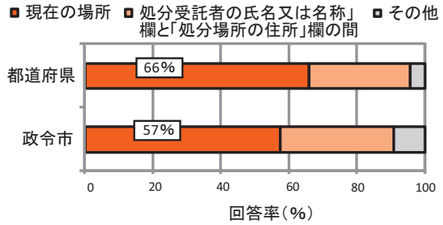


図8　運搬先住所欄の変更の必要性

3. 5　最終様式案の作成

アンケートの調査結果から、様式三号を「新様式案」に変更した際の対応は概ね可能と判断し、様式三号を変更する「最終様式案」を次のとおりとした。

①　担当者所属部署、氏名、電話番号の追加

②　排出事業者の業種のコード化と記入欄の追加

③　産業廃棄物の種類のコード化と記入欄の追加

④　運搬（処分）先住所のコード化と記入欄の追加

⑤　処分方法の追加（コード番号と記入欄の追加）

⑥　一次マニフェストと二次マニフェストの区分

また、変更点を示した報告書最終様式案のイメージを図9に示す。

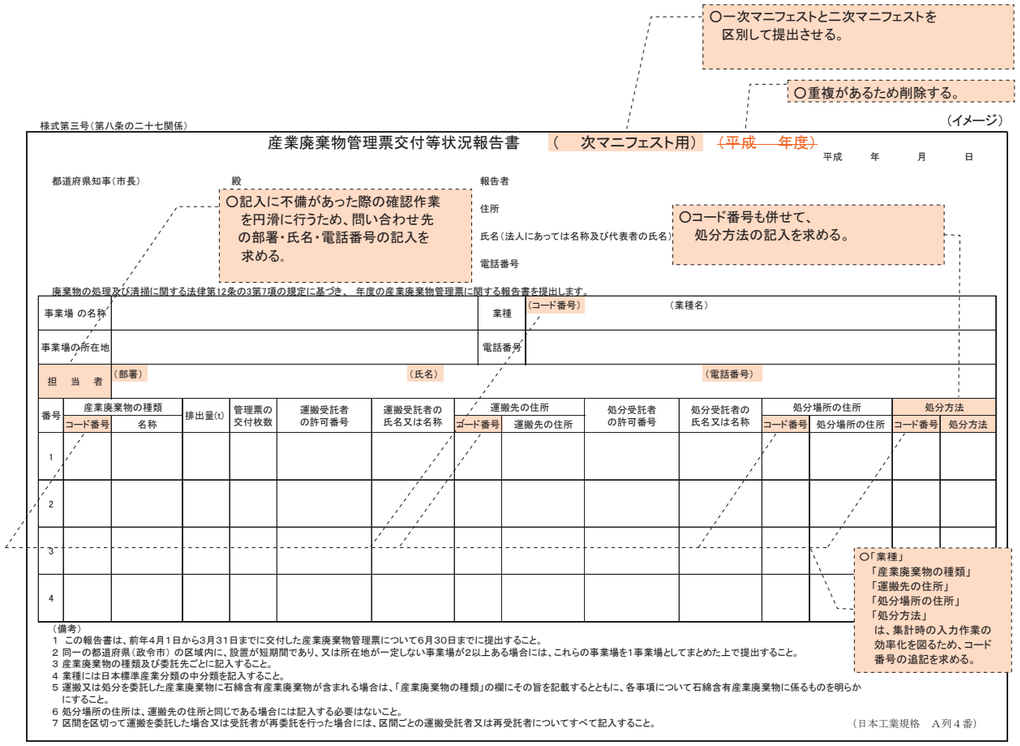


図9　報告書最終様式案のイメージ

事業報告

産業廃棄物管理票交付等状況報告書様式の検討

Ⅳ. 今後の課題

最終様式案を素案に、報告書様式変更の実施にあたっては、次の事項等に留意する必要がある。

(1) 様式変更が実施されると、多くの自治体では、これまでと違う様式で報告書の提出を排出事業者に求めることになり、自治体と排出事業者には、様式変更に伴う負担が発生する。そのため、コード番号化の具体的な範囲と内容等を検討、様式変更（様式の統一）の目的、内容と実施時期を明確にし、自治体と排出事業者に周知すること。

(2) 環境省が自治体に求めている報告書の集計結果の様式及び電子マニフェスト登録等状況報告書様式を見直すこと。

文献

1) 谷川昇：平成25年度環境研究総合推進費補助金　研究事業総合研究報告書「産業廃棄物マニフェスト情報の信頼性の確保と多面的活用策の検討(3K113017)」平成26年3月, 2014

2) 村上英明，谷川昇，佐々木基了，大久保 伸：産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出様式の現状分析，第36回全国都市清掃研究・事例発表会講演論文集, pp.331-333, 2015